

厚生労働省 年金局

企画立案課 様

お世話になっております。

下記に於ける施策提案書を送付させて頂きます。

何卒、実現可能な施策として議論を講じて頂く事を期待いたします。

なお、付加立案としての 「早期支給申請」を「繰上貸付」としての代替策としての可能性も包含した提案書の記述内容とさせて頂きます。

〒001-0011

北海道札幌市北区北11条西3丁目2-23

ノースタウンハウス222

高桑 広仁

連絡先：090-2392-8284

FAX：011-788-5132

老齢基礎・厚生年金制度の  
「早期受給開始申請型 個人年金保険」制度への移行提案  
※傷害疾病に対する保険的性質を具備する

既存の公的年金(老齢基礎厚生年金)はあくまでも、一定の給付水準を下に納付済保険料にかかる年齢到達時(繰上等がない場合は満65歳到達時)に於ける毎月分割払による公的年金制度であるが、実質的に意義の全く異なる生存保険型個人年金である

「早期受給開始申請型 個人年金保険」へ移行することにより、  
ある一定期間を経過することによる、被保険者及び委任された代理人の申請による満期日  
(既存制度に於ける支給開始対象年齢の到達時を、以後記述から満期日と記載)  
申請を以て、既存制度に於いては支給対象前とされる年齢に於いても、受給開始申請を可能とした、既存の老齢基礎・厚生年金制度と同等の給付水準代替率(返戻率)を算定基準とし、受給方法に於いて、或る一定年齢の幅を設けての一括受給を可能とした制度への移行を提案する。

なお、既存の「老齢基礎・厚生年金」の大義につき、  
「賦課方式」を基本としているため、個人の払込保険料と将来の受給額が直接的に対応する  
「積立方式」の保険とは性質が異なり、制度全体の持続可能性や、世代間の給付と負担のバランスを示す「所得代替率」や「給付水準」の意義を敢えて、  
「保険としての意義」・「返戻としての捉え方」に言い換えて記述致しています。

なお、既存の「老齢基礎・厚生年金制度」に於ける月毎の支給方法に付いては、国の財政事情を鑑みて維持する内容の記述とし、また、公的障害年金制度に関しては、障害認定制度の観点からこの限りではないことを付加する。

また、支給終了に伴う新たな加入も可能とする。

**(提案に至った根拠)**

※昨今の企業的人事対策として「早期退職を促す傾向」が年々増加しており、早期退職後の生計維持を要因とした極端に選択肢の少ない転職

※若年層に於ける貧困の現状

**(制度移行によるプラス影響)**

※上記 企業的人事対策による生計としての経済的不安を払拭させることが可能となり、スムーズな離職と相当期間の生計維持の猶予が発生し、新たな再就職活動に相当時間を費やす事が可能となる。

※上記に関する一定数の離職に伴う、若年層への新たな広範囲の選択肢を伴う求人や雇用機会が生まれる可能性が非常に高い。

以上の記載にて、既存「老齢基礎・厚生年金制度」の  
「早期受給開始申請型 個人年金保険」への制度への移行提案書とします。

令和7年12月1日

〒001-0011

北海道札幌市北区北11条西3丁目2-23  
ノースタウンハウス222

高桑 広仁

連絡先：090-2392-8284

FAX：011-788-5132